

【提出書類チェックリスト】

《①「技能実習」の方／②技能実習から「特定活動（就労可・30日又は3か月）」へ変更した方／③技能実習から「短期滞在（30日又は90日）」へ変更した方》

<①②③共通>

- 旅券写し（身分事項ページ）
- 在留カード写し（両面） ※②・③の方は提出不要
- 手数料納付書

※ 4,000円の収入印紙を貼付の上、日付・金額の記入、署名したもの。

- 帰国が困難であることについて、合理的理由があることを確認できるもの。
- 本紙（提出書類チェックリスト）（全員共通）
- 次の表の該当する「提出資料参照欄」の資料

※ 申請書は、

- 顔写真は貼られていること
  - 申請書に記載漏れがないこと
  - 申請者の最後に、署名・日付の記載をしたこと
- を確認してください。

もともとの在留資格		現在の資格	今後の就労希望の有無		今後の就労先		提出資料参照欄	
技能実習	⇒	技能実習	⇒	就労を希望しない	⇒	⇒	A	
			⇒	就労を希望する	⇒	現在と同じ	⇒	B
					⇒	現在と変更する	⇒	C
	⇒	特定活動（就労可） （30日又は3か月）	⇒	就労を希望しない	⇒	⇒	A	
			⇒	就労を希望する	⇒	現在と同じ	⇒	D
					⇒	現在と変更する	⇒	C
⇒	短期滞在 （30日又は90日）	⇒	就労を希望しない	⇒	⇒	A		
		⇒	就労を希望する	⇒	従前と同じ	⇒	E	
				⇒	従前と異なる	⇒	C	

< Aの方 >

- 在留資格変更許可申請書（申請人等作成用 U（その他））

< Bの方 >

- 在留資格変更許可申請書（申請人等作成用及び所属機関等作成用 U（その他））
- 従前の受入れ機関において、従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に同等の条件で従事すること、必要な助言・指導等を行うこと、帰国する際の費用を負担すること等を疎明する資料（監理団体（特定監理団体を含む。）又は実習実施者（企業単独型の場合に限る。）が作成した理由書

< Cの方 >

- 在留資格変更許可申請書（申請人等作成用及び所属機関等作成用 U（その他））
- 従前の監理団体又は受入れ機関（企業単独型の場合に限る。）が作成した理由書（従前の受入れ機関の経営悪化等により引き続き申請人の雇用継続が困難であることの説明及び申請人の帰国を担保すること等が誓約されているもの）
- 新たな受入れ機関の実習監理を行っている監理団体又は受入れ機関（企業単独型の場合に限る。）が作成した理由書（申請人の身元引受けについて責任を負い、従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に同等の条件で従事すること、必要な助言・指導等を行うこと、申請人が帰国する場合には従前の監理団体等と協力すること等が誓約されているもの）
  - ※ 従前と監理団体が同一の場合は不要となりますが、従前の監理団体が作成する理由書において、従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に同等の条件で従事すること、必要な助言・指導等を行うこと等を説明する必要があります。
- 新たな受入れ機関との就労に係る雇用契約に関する書面（雇用契約書、雇用条件書の写し）

< Dの方 >

- 在留期間更新許可申請書（申請人等作成用及び所属機関等作成用 U（その他））
- 従前の受入れ機関において、従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に同等の条件で従事すること、必要な助言・指導等を行うこと、帰国する際の費用を負担すること等を疎明する資料（監理団体（特定監理団体を含む。）又は実習実施者（企業単独型の場合に限る。）が作成した理由書

< Eの方 >

- 在留資格変更許可申請書（申請人等作成用及び所属機関等作成用 U（その他））
- 従前の受入れ機関において、従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に同等の条件で従事すること、必要な助言・指導等を行うこと、帰国する際の費用を負担すること等を疎明する資料（監理団体（特定監理団体を含む。）又は実習実施者（企業単独型の場合に限る。）が作成した理由書等）
- 従前の受入れ機関との今次の就労に係る雇用契約に関する書面（雇用契約書、雇用条件書の写し）